

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第七号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一吉野土木事務所天川駐在所から黒滝村立学校給食共同調理場までの項中「南部農林振興事務所林業振興第二課」を「南部農林振興事務所森林共生推進第二課」に改め、同表畜産技術センター研究開発第二課から上北山村立学校給食センターまでの項中

畜産技術センター研究開発第二課

宇陀郡御杖村大字菅野

を

畜

文

化財保存事務所玉置神社出張所

吉野郡十津川村大字風屋

に改める。

産技術センター研究開発第二課

宇陀郡御杖村大字菅野

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、別表第一吉野土木事務所天川駐在所から黒滝村立学校給食共同調理場までの項の改正規定は、公布の日から施行する。